

中小企業の会計に関する基本要領について

今、金融機関からの資金調達で、「中小企業の会計に関する基本要領」がついていますと、金利優遇がありますという話が出てくる事があると思います。すでに、それを利用して金利の優遇を受けている企業もあると思います。ただ、会計事務所にお願いすると作ってもらえる物ではありませんので、どのようなものかを少しご説明させていただこうと思います。

「中小企業の会計に関する基本要領」とは、中小企業の多様な実態に配慮し、その成長に資するため、中小企業が会社法上の計算書類を作成する際に、参考するための会計処理や注記を示すものです。これは、中小企業の決算書が・中小企業の経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計として、次の考え方から作成されています。

- ・中小企業の利害関係者（金融機関、取引先、株主等）への情報提供に資する会計
- ・中小企業の実務における会計慣行を十分考慮し、会計と税制の調和を図った上で、会社会計規則に準拠した会計
- ・計算書類等の作成負担は最小限に留め、中小企業に過重な負担を課さない会計

これらの考えに立って作成された決算書です。

また、これには、適切な記帳が前提とされています。

記帳は、全ての取引につき、**正規の簿記の原則**に従って行い、**適時に、整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に**会計帳簿を作成しなければならないとされています。また、これには、会計処理について、いろいろな対応が記載されています。

- ① 収益費用の基本的な会計処理…発生主義・総額主義
- ② 資産、負債の基本的な会計処理…取得原価主義
- ③ 金銭債権及び金銭債務…取得価額
- ④ 貸倒損失、貸倒引当金…貸倒可能性の検討
- ⑤ 有価証券…評価の方法
- ⑥ 棚卸資産…評価の方法
- ⑦ 経過勘定…前払費用・前受収益・未払費用・未収収益
- ⑧ 固定資産…毎期相当の減価償却費の計上
- ⑨ 繰延資産…効果の及ぶ期間で償却
- ⑩ リース取引…賃貸借取引・売買取引
- ⑪ 引当金 等

簡単に説明しますと、これらについて、会計をどう処理したかというのが中小企業会計要領です。この適用が受けられるようにご指導させて戴いておりますが、ご理解お願いいたします。

日本政策金融公庫 普通貸付金利 1.30%～

経営改善貸付 1.25%

平成27年9月9日より

所得税法における パート社員の雇用管理上の留意点

今、国会では、配偶者控除の廃止論が出ています。女性の社会進出を促進するためと言われています。では、現状において、パート社員にはどのような壁があるのでしょうか？

① 130万円の壁

現行法制では、夫の被扶養者であるパート社員において年間給与収入（通勤費などの非課税収入も含む）が130万円を超えると、健康保険・介護保険や厚生年金保険などにおいて夫の扶養から外れ、パート職員である妻自身が、被保険者として保険料を払わなければなりません。

（大規模法人は除く）これによって、保険料の負担が増加することと、夫の事業所で家族手当が支給されている場合には、その手当もカットされる可能性があります。

② 103万円の壁

現行所得税法では、年間給与収入が103万円までなら、そこから給与所得控除65万円と基礎控除38万円を差し引くことができます。従って、パート職員である妻の年間給与収入が103万円以下ならば妻の所得税は非課税となり、夫の所得から配偶者控除の38万円を差し引く事ができます。（住民税が課税されないのは、98万円です）また、夫の所得が1000万円以下である、パート社員である妻の年間給与収入が103万円を超え、141万円までの場合は、夫の所得から配偶者特別控除が控除されます。上手に使いたいものです。

知識はなくてもいいんや
熱心ささえ誰にも負けなかつたら
必ず道は開ける。

松下幸之助の言葉



【編集後記】

シルバーウィークに、TKCの秋季大学（講演会）が旭川で開催され、そのあと、帯広を経由して戻ってまいりました。久しぶりの帯広で、中札内美術館と、紫竹ガーデンを見てきました。中札内美術館で小泉淳作の生き方に感動し、紫竹ガーデンでは、なかなか管理が行き届いていないのを、拝見しながら、ささやかに秋を楽しんで来ました。